

# 産業政策課題のトピックス

## 地球温暖化対策

連合傘下の各産別は、連合の政策制度要求に意見を反映させつつ、業界を取り巻く環境を踏まえ、優先度の高い政策課題に個別に対応している。なかでも、電力多消費産業の産別は、政府・与党が進める地球温暖化対策への危機意識を強めている。

わが国の地球温暖化対策は、京都議定書でCO2などの温室効果ガスの排出を二〇〇八―一二年の五年間に一九九〇年比で六%削減する義務を追っており、自民党政権時代、政府は産業界の自主的取り組みを柱とする削減計画を進めていた。

それが、民主党を中心とする政権になって鳩山由紀夫前首相が、公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的目標の合意を前提に、二〇二〇年までにCO2を一九九〇年比で二五%削減する目標を掲げて、「地球温暖化対策のための税（環境税）」と「再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度」、「温室効果ガスの国内排出量取引制度」の三施策の導入を柱とする地球温暖化対策基本法案を国会に提出した。同法案は、昨年の通常国会で衆議院を通過後に参議院で審議入りできず継続案件となっている。

そして、政府の「地球温暖化問題に関する閣僚委員会」は昨年一月二十八日、メキシコで開いた第一六回気候変動枠組み条約締約国会議（COP16）の終了を受け、これまで政府・与党内で検討されてきた国内での温暖化対策の進め方について協議を行い、「地球温暖化対策の主要三施策について」と題する基本方針をとりまとめた。

基本方針には、広範な分野にわたってCO2の排出抑制を図るため、現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を二〇一一年度から設けることが盛り込まれた。さらに、太陽光など再生エネルギーによる電力を電力会社が強制的に買い取り、電力料金に上乗せする「再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度」について、二〇一二年度からの導入を目的に検討を進める。

また、「国内排出量取引制度」は、地球温暖化対策の柱と位置づける一方で、わが国の産業に対する負担や雇用への影響、海外における制度の動向と効果、国内において先行する地球温暖化対策の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性ある国際的な枠組みの成否などを見極め、慎重に検討するとした。

### 【基幹労連】全量買取制度で10万人の雇用喪失の恐れ

こうした流れに対し、鉄鋼や造船、非鉄金属などの労組でつくる基幹労連（神戸里季生委員長、二五万四〇〇〇人）は基本方針が出る前の昨年二月一日に「地球温暖化対策・各政策手法の検討に対して」と題する工藤智司事務局長の談話を発表。地球温暖化対策として検討されている各政策手法が国内の産業・雇用、国民生活に深刻な影響を及ぼすとして、政府の検討にクギを刺していた。

談話は、地球温暖化対策のための税について、「検討されている石油石炭税

の五割アップがどのように世界のCO2削減に結びつくのか、不明と言わざるを得ない。税率のアップが産業、雇用と国民生活にどのような影響をもたらすのかも不明だ」と指摘。排出量取引に関しても「国が規制・キャップをかけてペナルティーを課すような手法は、統制経済そのものだ」と厳しく批判した。

そして、再生エネルギーの全量買取制は、「現状の余剰買取に関わる検証もなく、あまりに性急」との認識を示したうえで、「電力多消費産業に対する配慮がないままに導入されれば、電炉製鉄業・鋳物業は壊滅的な打撃を受け、一〇万人規模の雇用が失われる」などと警告を発していた。

### 電炉・鋳物業に甚大な影響をおよぼす

さらに、二月八日の中央委員会で神戸委員長がいさつで、「再生エネルギー全量買取制度」に触れ、「（経済産業省が同制度の導入に関して実施した）パブリックコメントの募集では、日本全体で約八八〇〇通の応募があり、その八割近くが「影響を慎重に見極めるべき」あるいは「対策を講ずるべき」との（制度の見直しを指摘する）意見だった」と紹介。「組織内・準組織内の四人の議員を先頭に、国政フォーラムの機能発揮を促進しながら、国レベルでの問題解決にわれわれ自身が立ち上がらねばならない」などと呼びかけた。

この問題に関しては質疑でも、普通鋼や特殊鋼から「現在、法案作成に向



基幹労連は中央委員会でも再生エネルギー全量買取制度について議論した（2月8日）

けた局面に入っているが、電炉業におよぶ影響は最大四一〇億円の増加が見込まれており、雇用が失われることにつながりかねない。日本のメーカーが韓国や中国のメーカーと対峙し、厳しい国際競争を勝ち抜いていくためには、ビジネスインフラを整備し、イコール・フットイングの状態を作り出すことが極めて重要だ」(トピー工業労組)。「最近の報道では、電炉業などへの軽減措置が制度として盛り込まれないことがほぼ固まったとのこと。このままでは電炉業と鋳物業の国際競争力、経営、雇用に多大な影響を及ぼす」(愛知製鋼労組)といった、直接的・間接的な負担軽減策の実現を求める意見が出された。

答弁に立った工藤事務局長は、「この問題は製造業全体に突き付けられている課題との認識。リーマンショック以降、企業は乾いたぞうきんを絞るが如くのコスト削減努力を相応な苦勞しながら対策を取り、何とか発展してきた。新興国との間で相当な闘いになつてきているなかで、社会インフラに近いところのコストが上がり、製造業に与える影響は多大になり、組合員の生活を脅かすことになりかねない」などと述べ、さらなる取り組みの強化を訴えた。

基幹労連は、政治センターを創設し、民主党政権下での政策実現に向けた手法や、職場への政策の「見える化」などの政策推進機能の強化に努めている。今後も、組織内議員や国政フォーラム(代表・高木義明・文部科学相)の議員との連携を強めるとともに、政治センターを核とした議員との情報交換や

要請行動などの活動の充実を強化する構えだ。

### 電力総連「地に足の付いた検討で導入是非の判断を」

一方、電力総連(種岡成一会長、二一七〇〇〇人)も昨年一二月二八日「地球温暖化対策の三施策に関する政府方針の決定について」と題する内田厚事務局長のコメントを公表。三施策を含む個別施策を論議するにあたっては、①当該施策が、民間活力を最大限に活かした中長期的なわが国の技術革新と雇用の安定・創出、地球全体の排出削減に資するものかどうか②経済的手法のみならず、原子力の推進や化石エネルギーの高度利用、省エネルギーなどを含め、費用対効果や技術的实现可能性について横断的に精査すること——を見極める取り組みが必要だとし、「環境と経済の両立の観点から地に足の着いた検討を行った上で、その導入の是非を判断すべき」との主張を展開している。

### マイナスイ面も含め定量的情報 の明示を

そのうえで、「地球温暖化対策については、府省庁の枠を超えて政府全体で認識を共有しつつ、国民全体の理解と協力のもとで進められるよう、労働界、産業界、消費者代表など広く国民各界各層が参加する公正で透明な検討の場を設け、温室効果ガス削減目標のあり方を含め、『環境と経済の両立』を可能とする、わが国に相応しい対策・施策

の策定に向け国民的議論を尽くすよう強く求める」と要望。あわせて政府に対し、「国民的議論の場における検討にあたっては、オープンな議論経過も踏まえた上で、環境関連産業の成長とあったプラス面のみならず、国民一世帯あたりの負担増や所得間・地域間の格差への影響、既存産業の縮小や炭素リーケージなど、地球温暖化対策の実施に伴うマイナスイ面を含めた定量的情報を政府の統一見解として明示すべきだ」と訴えている。

### J E C 連合「温暖化と石油・化学原料関連の税制に重点」

そして、化学・エネルギー産業の労組を多く組織するJ E C 連合(小柳正治会長、一一万九〇〇〇人)もこの間、



J E C 連合による大畠経産相への政策要請(昨年10月20日)

地球温暖化対策と石油・化学原料に関する税制への対応に追われてきた。「CO<sub>2</sub>の二五%の削減が容易でないことは、技術的な裏づけも含めて明らか。それを無理矢理行おうとすれば、三施策の負担を相当大きくみなければ達成できず、特定の産業や企業、さらには国民に大きな負担を強いることになる」(小柳会長)との考えからだ。

「地球温暖化対策のための税は現行の石油石炭税に税率の上乗せで検討が進むなかで、カ性ソーダ業界は工場自家発電に使う分の石炭税で収益が激減するし、排出量取引制度も、設定された排出枠を超える部分を余剰分のある企業から購入することになるから、その分の収益に大きく影響する。これを放置しては、事業所縮小や雇用問題などが起きかねない」

さらに、一昨年秋の平成二三年度税制改正の論議で、塗料やエチレンなどの石油化学製品の製造に使われるナフサなどの石油化学原料(みなし揮発油)の租税特別措置法による免税措置の縮小案が出されたことも危機意識を強めることになった。従来、ナフサは租税特別措置法(租税法)に基づき、石油石炭税と揮発油税の二種類について免税となっていた。「国際的にみても原料免税はごく当たり前の措置」で、揮発油税は一九五七年から無期限の免税扱い。石油石炭税の免税は二年ごとに延長される仕組みだったからだ。

### 政策要請の回数が増、強まる労組の影響力

そんな政府の動きに対し、J E C 連

合は、課題に応じて友好関係にあるJEC連合政策フォーラム議員（衆院の国会議員八人で構成）をはじめ、石油・化学に理解の深い衆参国会議員、関係する業界団体や省庁・自治体、そして連合や他の産別などと連携して、政策要請や提言活動などの取り組みを重ねてきた。とくに、関係閣僚や省庁への要請行動は鳩山政権樹立以後、一月三日現在で四〇回を数える。

政府や関係省庁と労組の距離感について、小柳会長は要請行動などを踏まえて、「自民党政権時と全然違う」と指摘する。「要請行動や情報交換の場合などかつては課長とか課長補佐に対応してもらっていたが、現政権になってからは局長クラスが出向いてくれる。関係議員と連携を密にすることも意味があるし、自分が委員になっている『中央環境審議会』と『エネルギー調査会石油分科会』でも、以前はあり得なかつた政務三役クラスが出席して審議会での議論を聞いていたので、意見反映の大きさが違う」。

## 雇用の確保・創出に向けた活動の一つ

産業政策を「雇用の確保・創出に向けた活動の一つ」と位置づけるJEC連合は、それぞれの業種・業界が置かれている競争環境や国内外の事情で異なることから、「石油」「化学」「医薬化粧品」「セメント」「塗料」「中小・一般」の（業種）部会ごとに設定。そのうえで、①予算・税制への要求②地球温暖化（国の戦略）③資源・エネルギーの長期安定的確保——などの企業内労使で対応

が難しい課題を取り扱っている。加えて、経済・産業政策を中心に取り組むJEC連合総研と連携をとるなかで、各部会を横断する形で「産業政策委員会」を設置し、各部会の課題の共有化や政策実現に向けた方策の検討、部会をまたがる課題の取り組み方針や実践方向の討議などの調整・連携も図っている。

## 業界団体と協同、ナフサ課税見送りへ

また、政権交代以降は、要請活動などで経営側の業界団体と協同することが少なくない。産業政策自体は、労使ともに自ら産業を健全に発展させたいとの目的は同じで、対立点はないからだ。とはいえ、雇用面では労使の思惑に差異があるという。

「産業・企業の発展が大前提で、そこは労使とも一緒だが、労働組合は国内の産業を守ることが雇用を守ることになるとの考え方を取る。だから、仮に海外に進出しやすいような政策を推進すべきとなつたら、企業側は賛成するだろうが、組合は国内の働く場、雇用を守つたうえでなければ絶対に与しない。企業は収益を上げることが大きく視野に入っているんで、そこが労組とは異なる（小柳会長）」

二〇一一年度の税制改正大綱は、産別の産業政策への取り組みが奏功したこともあって、ナフサ課税は二〇一一年度は見送られ、一二年度に向け改善の方向が高まった。環境税の導入は正式に決まったが、ソーダ用の石炭は上乘せ分に限って特例として免税措置が

講じられることになり、課税問題の最悪の事態は回避できた。だが、二〇一三年四月以降に特例措置が切れるソーダ用石炭の取り扱いなどの課題は先送りされた。

# エネルギー政策

こうした産別活動の基となる連合のエネルギー政策は、昨年八月の中央執行委員会です「エネルギー政策に対する連合の考え方」を確認し、組織内のコンセンサスが得られている。

「考え方」は、エネルギー政策を取り巻く情勢について、①資源に乏しい日本は、量と価格の両面でエネルギーの安全保障の重要性が増している②環境保全と整合の取れたエネルギー政策に取り組んでいく必要がある③世界最高レベルの環境技術を適切に活用することで、経済成長を達成し、労働者の雇用・労働条件の改善につなげることが求められる——などと説明。そのうえで、「これらを同時達成するため、中長期的視点でまとめた」としている。とりまとめにあたっては、まず供給・需要両面での前提条件を整理した。供給面では、安定供給の確保が重要であることに加え、地球温暖化問題への対応が喫緊の国際的な課題となっている点を指摘。現状で八割強を石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーに依存している構造の転換が必要だとしながらも、化石エネルギー以外の主要エネルギーである原子力エネルギーと自然界に存在する太陽や地熱などの再生可

JEC連合は現在、政策全般を取りまとめる政策集を作成中。今年の大会で確認する予定にはなっている。電力多消費産業の労組にとって、今後も気を抜けない状況が続きそうだ。

エネルギーにも、「それぞれ長所・短所を持っており、供給量の拡大を図っていくうえでいくつかの課題を克服しなければならぬ」とした。

## 原子力も一定の整理

原子力エネルギーの推進等について、連合では構成組織で利害が異なることから、構成組織の産別間で長年にわたつて意見の調整がつかない政策分野だった。「政策・制度 要求と提言（二〇一〇～二〇一一年度）」の資源・エネルギー政策でも、「原子力発電は、わが国の主要な電源の一つであるとともに、エネルギー安定供給のために重要なエネルギー源」と位置づけてはいるものの、その利用にあたっては「実効性ある、より厳密な安全確保体制の再確立と情報開示を前提とし、国民の信頼回復・維持に努める」との表現にとどめている。

一方、需要面については「今後、低炭素社会を実現するためには、省エネ技術開発の推進はもとより、産業構造の転換、省エネ・循環型のライフスタイルへの見直しおよび国土インフラの整備等により、各部門におけるエネル

ギー消費を削減していく必要がある」と主張した。ただし、その際に雇用や生活の影響に留意することを付記している。

### エネルギー政策を国家戦略に

具体的な政策のあり方としては、まず多様なエネルギーの特性や社会的要請、経済環境、関連技術の進展などを踏まえた「エネルギーのベストミックスの推進」に取り組むことを掲げた。検討する際の視点として、化石エネルギー、原子力エネルギー、再生可能エネルギーそれぞれの特長と短所を見るポイントも提示。エネルギー政策における国の役割と責任についても明記し、「エネルギー政策全般に関して、国は、国家戦略としてこれを推進するとの意思を明示するとともに、政府が資源・エネルギーの長期安定確保・供給の実現に向け主体的役割を果たすべき」とした。

### 原発の新增設も国民の理解前提に進める

そのうえで、原子力エネルギーは、「より高度な安全確保体制の確立を大前提に、原子力発電所の高経年化対策と設備利用率向上をめざす」とし、現在、計画中の原子力発電所の新增設については、「地域住民の理解・合意と幅広い国民の理解を前提に、これを着実に進める」スタンスを打ち出した。その推進にあたっては、「国が国家戦略として原子力エネルギーの位置づけを明示するとともに、安全・安心の確保や

国民・住民に対する理解活動に責任を持って取り組む」ことを強調した。

### 化石エネルギーの高度利用も

一方、化石エネルギーについても言及。「環境負荷の小さいエネルギーへのシフトを進めるが、化石エネルギーは安定供給の確保や経済性などの観点で将来的にも主要エネルギー源の一つであることに変わりはない」と重要性を明記する。そのうえで、「今後は化石エネルギーの高効率利用、環境負荷の小さい天然ガスの利用拡大など、化石エネルギーの高度利用を進める」との姿勢を示した。

再生可能エネルギーに関しては、「国民生活や産業・企業の国際競争力への影響等に留意しながら検討し、その内容や必要性について国民の十分な理解・合意を得る」ことを基本に据えた。このほか、省エネルギーの高効率率利用技術などの技術開発や、その普及による関連産業の振興と新規雇用の創出の推進にも言及。一方で、低炭素社会への移行に伴い、雇用に悪影響がないよう必要な対策を講じることも盛り込んだ。

今回の「考え方」には、基幹労連や電力総連などのエネルギー多消費産業の産別労組の方針が色濃く反映されている。これらの産別の意見を踏まえたうえで、最大公約的な政策として、推進の方向性を明確にしたものだと見えるだろう。

### 原子力発電主体の供給を／基幹労連

そこで、参考までに産別の産業政策の概要をみると、基幹労連のエネルギー政策は「迅速かつ幅の広い原子力関連情報の開示を通じた国民理解を前提に、原子力発電を主体としたエネルギー供給を国策として推進すること」を掲げている。

エネルギーの安定供給とCO2排出が少ない原子力発電を、「わが国の観点において今や欠かせない発電方式だ」と指摘。「積極的な情報公開による原子力発電の透明性と安全性の確保、施策においては原子力燃料サイクルの確立および廃棄物処理を含むバックエンド対策、国際的には核拡散防止など、国民一体となった体制のもとに、国策として計画的に進める必要がある」としている。

その一方で、とくに重要なこととして、「地震国の日本における原子力発電所の安全性の理解と事故が発生した場合の地域住民への迅速な情報開示、適切な対応と広く国民が理解できる各種情報の発信の重要性」にも言及。併せて、原子力発電所の高経年化に対する研究開発や、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた環境整備などの「バックエンド事業（原子力発電が終わった後の工程。使用済み燃料の再処理や高レベル放射性廃棄物の地層処分などが含まれる）」の課題の解決についても「費用のみならず、その安全性や処理施設設置地域の住民感情もあり、さらなる問題解決が必要」だとする。このほか、再生可能エネルギー・革

新的なエネルギーの技術開発への国のさらなる支援と、導入にあたっての補助金の拡大、インフラの拡大等を積極的に推進することなども明記している。

### 「安全」など3課題のバランスで低炭素社会の実現を／電力総連

電力総連は、電力関連産業全体の健全な発展をめざし、持続可能な社会に向け、生活者・労働者の視点に立った政策を求めるとともに、「安定供給」「環境保全」「経済成長」の三つの課題をバランスよく達成することを通じた低炭素社会の実現をエネルギー・環境政策の基本に据えている。

具体的には、「エネルギー・環境政策活動の取り組みが大きな転換点を迎えた」との認識を前提に、基幹電源としての原子力発電や、核燃料サイクルの着実な推進、化石エネルギーの高度利用、技術的課題の克服を前提とした既存エネルギー源とのベストミックスを図ったうえで、再生可能エネルギーの導入などのエネルギー政策全般について、理解・要請活動に取り組むとする。また、原子力発電に関しては、原子力発電所の新たな検査精度導入後のフォローアップを行うとともに、課題を把握し、意見提起に努める考えだ。

（主任調査員・新井栄三）

# 公契約条例

数年前からマスメディアでクロウズアップされてきた「官製ワーキングプア」。公務職場に直接任用されている臨時・非常勤職員は、総務省調査で約五〇万人、自治労調査で推計約六〇万人にのぼる。さらに民間業務委託を通じて、公務職場に働く公共民間サービス労働者も増えてきた。こうした人々の中に、年収二〇〇万円以下で働く人たちが多数いるとされたことから「官製ワーキングプア」の名称が定着した。この動きは、小泉政権時代に打ち出された定数削減、給与構造改革、民間委託の推進といった「集中改革プラン」等を契機に急速に拡大した。こうしたなか、公共民間サービス労働者の処遇をめぐり、業務委託の入札に当たって、最低賃金以上を保障させることなどを盛り込んだ「公契約条例」の取り組みが注目されるようになってきた。

## 拡大する民間委託の業務

公務の民間委託は、かつては建設分野が中心だった。しかし、近年はPFI（民間資金等を活用した社会資本整備）、指定管理者制度、市場化テストといった手法が多様化し、公的施設の運営、窓口案内・受付から情報処理・システムメンテナンス、ごみ収集・処理、庁舎等の清掃・警備、水道の検針・給食調理、乗合バスの運行などの分野にまで広がってきた。これらの民間による労務提供型請負

（業務委託）にあたっては、自治体の深刻な財政事情を背景に「一般競争入札」が促進され、価格要素が重視され過ぎるあまり、公共民間サービス労働者の賃金・労働条件の低下問題を引き起こしてきた。こうした現状に対しては、先の臨時国会で、「行政サービスの質を上げることが（本来的な）目的の」（片山善博・総務相）との現状認識が示されている。

こうした現状に対して、地方自治体労働者等で行く自治労（八六万人）は、入札などの公契約のあり方から、その後の事業運営・履行確保に着目し、公共民間サービス部門に働く労働者の組織化とあわせて、雇用の安定と処遇改善を求める取り組みを、〇六年からは春闘方針にも盛り込んできた。

「一般競争入札」に当たって、最低制限価格を設ける制度や、著しい低価格入札が行われた場合に履行状況を調査する制度の導入などを求めることからスタート。落札者を価格だけでなく、技術提案や労働条件、環境配慮、障がい者雇用、男女平等参画など、さまざまな要素から総合評価する政策入札に向けた運動へと展開した。また、公契約の締結に当たってどのような基準を重視するかについての指針・方針を示し、さらには、自治体独自の公正労働基準（受注者義務）を盛り込む「公契約条例」として確立させる取り組みへ進展していった。

## 地方自治体で対策が進展

その具体的な取り組みの展開をみると、旭川市が二〇〇〇年に受注者に対する関係法令遵守や、雇用環境の確保等を求める「公契約に関する方針」を策定したことが嚆矢。併せて清掃など継続業務については、長期雇用や労働条件の向上が図られるような受注環境の整備に向け、「公契約に関する方針達成の推進措置」も設定した。

大阪府は〇五年、清掃、警備等の委託入札から、二年前にモデル事業として導入した「総合評価方式」の福祉配慮に関する評価項目の中に、知的障がい者、母子家庭、ホームレスなどへの就労支援事業や、地域就労支援事業を活用した新規雇用などを盛り込んだ。熊本市も〇六年から、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」の中で、市職員の給与表等を踏まえて標準人件費単価表を設定する考え方を示した。

さらに〇七年、国分寺市が、「公共調達に関する基本方針」を策定したほか、豊中市も同年、清掃・警備委託契約入札について「総合評価方式」を導入。その評価項目に育児介護休暇・休業制度の導入等を盛り込んだ。また、入札資格審査も見直し、「年金保険」「労災保険」「雇用保険」の加入が確認できる書類の提出を義務づけた。

山形県は〇八年、条例としては全国で初めて、品質や価格の適正さに加え、地元業者を優先する等を盛り込んだ「公共調達基本条例」を制定した。また同年、日野市でも、公共工事の品質確保と格差是正に向けて「総合評価方式」を導入。評価項目に「適正な労務

単価の確保、市内企業への下請け状況、法定外労働災害補償制度、退職金制度、障害者雇用、男女共同参画推進」を盛り込むとともに、「工事請負期間内のボランティア活動予定」も加算する工夫を凝らした。

こうしたなか、「官製ワーキングプア」問題の解決をめざす運動のひとつの到達点が刻まれる。〇八年一月に兵庫県尼崎市議会が公契約条例三案（議員立法）が上程された。「公共事業の質の維持」とともに「社会的価値の向上、地域経済の活性化、地域福祉の向上、雇用確保」などが盛り込まれた。公契約に係る最低賃金額を、「行政職の高卒初任給（当時九四〇円）」と定める画期的な内容だったが、翌年五月の本会議で、わずかに二票差で否決された。しかし、ここでの議論と経過が、千葉県野田市における初の公契約条例制定に引き継がれていくことになる。

## 野田市で初の公契約条例制定

千葉県野田市議会は〇九年九月、公共工事や業務委託を受注する企業に対し、（最低賃金に依らず）一定水準以上の賃金の支払いを義務づける、全国初の公契約条例案（行政提案）を全会一致で可決した。野田市の公契約条例（〇九年一月公布、一〇年二月施行）は、  
①目的（公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保ほか）  
②公契約の定義  
③受注者の責務  
④公契約の範囲  
⑤適用労働者の範囲  
⑥適用労働者に対する支払われるべき賃金  
⑦適用労働者に対する周知  
⑧（下請けや派遣元等を含めた）受注者の連帯責任（支払義務）  
⑨（実

際に支払われた賃金等の)報告及び(賃金台帳等の)立入り検査⑩(違反が認められた場合)是正措置⑪(虚偽報告、検査拒否等の場合に)公契約の解除⑫公表⑬損害賠償の請求——などで構成している。

具体的には、第三条で公契約受注者の責務として、「法令等遵守はもとより受注責任を自覚し、従事者が誇りを持ち良質な業務を実施できるよう、労働者のさらなる福祉向上に努めなければならない」などと規定。条例が対象とする公契約の範囲(第四条)を、「予定価格が一億円以上の工事や製造請負」としたうえで、さらに予定価格が一〇〇万円以上の請負のうち市長が別に定めるものについては、当人件費率の高い「施設設備または機器の運転管理業務や保守点検業務、施設の清掃業務」とした。

さらに、適用対象を日々雇い、臨時雇い、アルバイト、パートなど受注者の直接雇用にとどまらず、下請け(孫請け含む)や派遣まで拡大。専ら公契約に係る業務に直接従事するすべてを適用労働者(第五条)とし、これらを対象に市長が定める最低額以上の賃金を支払わなければならない(第六条)とした。

賃金の最低額については規則で、①工事または製造の請負契約(いわゆる公共工事)では、いわゆる二省単価(職種別・公共工事設計労務単価の千葉県基準額)の時間当たり換算の八割程度②工事・製造以外の請負契約(いわゆる業務委託)では、(職種を問わず)野田市の一般職員賃金表の労務職員の一八歳初任給相当額に、地域手当二%を

含めた時給単価などと設定した。具体的に算出すると、前者については普通作業員で時給一三五〇円、大工で一六〇円、後者については時給八二九円(千葉県の〇九年度法定最賃よりは一〇〇円ほど上回る)になる。

条例施行後のフォローアップで、野田市は「清掃業務については、千葉県の最低賃金ギリギリの水準だったものを引き上げることができ、官製ワーキングプアの解消に向けて確実な効果があった」とした。しかし、「施設の設備と機器の運転管理業務及び保守点検業務については、もともと上回っていたことから、実質的な効果はなかった」と評した。

そのため、施行後明らかになった問題点も踏まえ、一〇年九月議会に改正案を上程し、可決した。改正内容は、業務委託における適用範囲を拡大(警備や電話交換、一〇〇〇万円未満の清掃業務も対象へ)し、職種別賃金を導入するほか、受注者変更時の継続雇用確保の努力義務を新設。また、下請業者の請負額を確保するため、「建設業法または下請代金支払遅延等防止法を遵守し、下請業者と対等な立場での合意に基づいた公正契約にする」ことも規定した。

### 川崎市でも条例が可決

野田市のように、公契約のあり方を見直そうとする動きは全国に広がっている。国分寺市は昨年八月に「公共調達条例(案)、川崎市は同九月に「契約条例の一部改正に向けた基本的考え方(案)」のパブリックコメントをそれ

ぞれ募集。一二月議会で、国分寺市は条例案の提出を見送ったが、川崎市は政令都市で初めて可決(条例改正)した。

さらに、札幌市や相模市などでも条例制定に向けた動きがあり、こうした自治体が続々と表れている。建設関係のひとり親方などを組織する全建総連(六六万人)によると、昨年六月時点の集計で、全国における公契約にまつわる意見書の採択は、四二都道府県八二六議会八三六件にのぼっている。

### 連合は公契約基本法の制定求める

こうした経過を踏まえ、連合の政策・制度要求でも〇八年から、法定最賃の引き上げや不正取引の是正とともに重要な取り組みとして、公契約運動(公正労働基準や労働関係法の遵守、社会

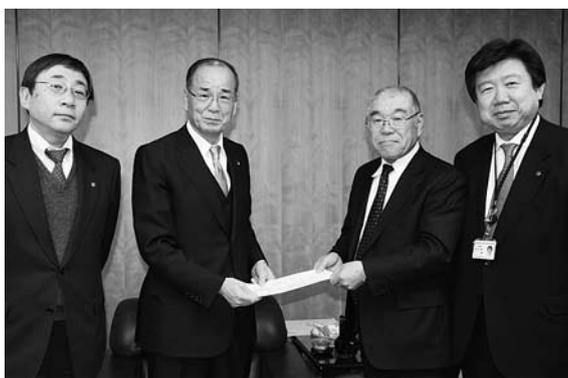
保険の全面適用等を盛り込んだ公契約基本法の制定をはじめ、各自治体における公契約条例の制定、ILO九四号条約の批准など)が位置づけられた。

また、〇九年五月には、自治労、日教組、国公連合など一〇産別でつくる公務労協(一三二・七万人)が約九六〇万筆にのぼる署名を集め、「公共サービス基本法」(議員立法)が全会一致で成立。その第一条には、国・地方公共団体の責務として「安全かつ良質な公共サービスが確実に実施されるよう、実施従事者の適正な労働条件の確保、

その他労働環境の整備に必要な施策を講ずるよう努める」ことなどが盛り込まれ、公契約運動は同法を具現化する運動の一つと捉えられるようになった。

自治体財政が逼迫するなか、公契約のあり方の見直しを価格競争に優先させる機運が全体的に高まっているわけではない。とはいえ、民主党の政策マニフェストには、「公契約法(案)」の策定に加え、「最低賃金の全国平均一〇〇〇円」化という目標が掲げられている。また、昨年一月には自治労の組織内議員の働きかけを通じ、民主党「官製ワーキングプア問題解決促進議員連盟」も結成された。公契約をめぐる、今後の動向が注目される。

(渡辺木綿子)



自治労による公契約に関する総務省鈴木副大臣(左から2人目)への要請(2月3日)

# 下請け取引の適正化

## 独禁法や下請法の強化を／連合の政策制度要求

公正取引の実現については、連合の政策制度要求のなかで、「優越的地位の濫用を防止し公正な取引引きと透明な市場を確立するため、独占禁止法と下請法（下請代金支払遅延等防止法）を強化するとともに、公正取引委員会の体制および権限の強化、企業への周知徹底等により法の実効性を高める」ことを明記している。その実現に向けて、関係省庁や政府、経営者団体への要請行動や意見交換を行ってきた。構成組織に対しても優越的地位の濫用防止を呼びかけるクリアファイルを作成して、職場段階での運動の浸透を図るなどの取り組みを進めている。

他方、中小企業庁は、二〇〇九年一月に下請け取引の適正化を要請する通達を経済産業大臣および公正取引委員長の連名で、親企業の代表取締役（二万九千六百八社）と関係事業者団体代表者（七〇一団体）宛に発出。さらに、独占禁止法による不公正な取引方法の規制として、大規模小売り業者と納入業者、荷主、物流事業者を対象とする書面調査を実施し、法の周知徹底と実態の把握に努めてきている。

## 優越的地位の濫用ガイドラインの改善を要望／JAM

こうしたなか、独占禁止法に関して

は、二〇〇九年六月の改正で優越的地位の濫用行為に対し、新たに罰則が設けられ、違反した場合には一％の課徴金を支払うこととなった。

その改正にあたり、中小企業労組が主体のJAM（河野和治会長、三万七〇〇〇人）は公正取引の確立に向けて実効ある運用が必要との考えから、「優越的地位の濫用に関する具体的なガイドラインの作成が必須である」旨、組織内議員を通じて国会審議のなかで質問し、これを受けた公正取引委員会委員長が、その必要性を認めてガイドラインを示すことを約束した経緯がある。

さらに、JAMは公正取引委員会が出した「優越的地位の濫用ガイドライン（原案）」に対しても、①製造委託に関わる記述が不明確②事例として分かり難い③ガイドラインとしての効果が極めて薄い——と評価したうえで、パブリックコメントとして、①製造委託に関するガイドラインを別途策定する②（①が困難な場合は）原案に製造委託に関する新たな項目を追加する③口約束の契約について、有効である旨記載する④ヒアリングを実施する——ことを要望した。

昨年九月には公正取引委員会と意見交換を行い、改めて要望内容を伝えるとともに、「広範囲な取引引きに対応するとの名目で、製造業が抱える取引引き問題に対する具体的な事例が不足しているなど、中小企業のみならず、サ

プライヤー企業が広く活用するには十分な部分がある」として、ガイドラインの内容の充実と改善を求めた。

その結果、昨年一月三〇日に公正取引委員会が公表した「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」には、具体的な記述として、金型の設計図面の提出や金型保管費用の問題、受領拒否や返品、協力金の要求などの一部製造業が該当する事例が想定例として掲載されたという。

親企業と下請け業者間の公正取引の実現は、中小企業を多く組織するJAMにとって、一九九九年の結成以来の大きな課題だ。

一月一七日に開かれたJAMの中央委員会では、冒頭、河野会長があいさつで、「ものづくり立国」を着実に進めるためには、それを支える中小・ものづくり企業に活力がなければならぬ。中小企業が将来にわたって人材の確保や設備投資を行って、産業の基盤を支えていくためには、適正な利益の配分が不可欠だ」と訴えた。

しかし、実際の取引関係では、原材料価格が上昇する一方で、多くの中小企業が恒常的な値下げ要請を受けて納入単価が低く抑えられて価格転嫁ができておらず、JAMの業種別部会への聴き取り調査では、本来、納入先が収めるべき消費税分を実質的に負担させられるケースもあるという。

河野会長は「労働者が生み出した成果（生産性向上分）が中小企業にはほとんど残らないのが実態だ。中小・ものづくり企業の経営環境の改善は、ものづくり産業全体の課題だ」と指摘する。「こうした構造を改善し、公正取

引慣行を実現するために、（親企業による一方的な買いたたきなどを禁じた）下請関係二法の厳格な運用や「独禁法新ガイドライン」「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」などの活用を、国や地方、業界に強く働きかけていくことが重要だ」と主張した。

さらに、職場段階での取り組みについても、「ものづくりの現場では数字に表れない経営資源の評価が重要。わが国のものでづくりは普通の（働く）人の創意・工夫の頑張りで支えられてきた」などと述べたうえで、「現場では多くの労働者の力がひとつになって製品ができる。また、会社と従業員との信頼関係がないところに創意・工夫は生まれにくい。信頼関係の基礎になるのが労使関係であり、それが競争力の源泉だ」と強調。「二〇一一春季生活闘争の労使交渉でも、そのことをしっかりと訴えて、技能の伝承を含めた職場環境の改善を進めよう」と呼びかけた。

ちなみに、連合の「二〇一〇～二〇一一年度 政策・制度 要求と提言」二〇一〇年度の結論と動向によると、全都道府県に設置されている「下請けこみ寺」に寄せられた企業間取引に関する相談件数は二〇〇九年度二月末までに四六八件で、前年に比べて大幅に増加しているという。

こうしたなか、JAMでは、取引のトラブルを未然に防ぐためにガイドラインの活用と実効ある運用を促進するとともに、今後さらなる改善を求めて意見交換を実施し、現場の実情を認識させる取り組みを継続する考えだ。

（主任調査員・新井栄三）

## JILPTのメールマガジン



## メールマガジン労働情報

労働政策研究・研修機構(JILPT)の研究成果に関する情報をはじめ、労働行政、労働統計などウェブ上に存在する雇用・労働分野の最新ニュースを、週2回(水曜日と金曜日)無料でお届けします。

## 主なコンテンツ

- ✉ JILPTの調査研究成果、フォーラム開催案内など
- ✉ 行政 厚生労働省などの中央省庁や行政機関が発表した労働関連の記者発表資料など。
- ✉ 統計 「労働力調査」や「毎月勤労統計」など労働関連の統計調査結果。
- ✉ 労使 労働組合や使用者団体の動向、見解、報告や、当機構独自取材の記事など。
- ✉ 動向 企業や調査研究機関のニュースリリース。意識調査から景況感まで幅広くフォロー。
- ✉ 企業 ワーク・ライフ・バランス、女性・高齢者・障害者など、個別企業の人事関連制度の動きを紹介。
- ✉ 海外 各国の失業率など海外の労働関連情報。ILOなど国際機関の報告も。
- ✉ 判例命令 労働関連の裁判の判決、中央労働委員会の不当労働行為事件に係る命令など。
- ✉ 法令 労働関連の法律、政令、省令、告示。
- ✉ イベント 行政や研究機関などのイベント案内(セミナー、講習会、シンポジウムなど)。

メールマガジンにお申し込み頂くだけで、上記コンテンツにある労働に関する最新の情報を、週2回(水曜日と金曜日)無料でご覧いただけます。お申し込みはホームページから簡単にできます。

ホームページからのお申込み <http://www.jil.go.jp/kokunai/mm/>

① 上記アドレスを入力または  
検索で申込画面にアクセス

メールマガジン労働情報 検索

↓

メールマガジン労働情報のお申込み案内画面より申込フォームへ

Click!

▶ 新規登録お申込みはこちら

② 申込フォームにメールアドレス  
など必要事項を記入し送信

以下の項目にご記入をお願いします。

◆メールアドレス(半角英数字)【例:roudou@jil.go.jp】

◆パスワード(半角英数字4桁)【例:jis】

◆氏名【例:労働太郎】

Click!

利用規約を承認して申し込む

③ ご登録頂いたメールアドレスに  
メールマガジンが届きます



独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
The Japan Institute for Labour Policy and Training

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23 (研究調整部広報企画課)  
TEL: 03-5903-6254 FAX: 03-5903-6114 E-mail: j-mm@jil.go.jp  
ホームページ: <http://www.jil.go.jp>